

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和3年7月20日
評価者：中原区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 川崎市とどろきアリーナ |
| 指定期間 | 令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日 |
| 業務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全般の管理運営に関する業務 ・施設設備の利用提供に伴う業務 ・生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・スポーツ行政等への協力業務 |
| 指定管理者 | <p>名称：とどろきスポーツ文化パートナーズ 〈構成団体〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナミスポーツ株式会社 ・株式会社東急コミュニティー ・株式会社川崎フロンターレ ・公益財団法人川崎市スポーツ協会 ・株式会社 DeNA 川崎プレイブサンダース <p>代表者：コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 有坂 順一 住所：東京都品川区東品川4丁目10番1号 電話：03-3746-5743</p> |
| 所管課 | <p>中原区役所まちづくり推進部地域振興課</p> <p>課長 佐藤 縁（内線：63350） 担当 沼田 麻実子（内線：63360）</p> |

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

| | 評価項目 | 事業実施状況等 |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | 市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。 | <p>台風被害によるメインアリーナ床改修工事や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用制限がありながらも、生涯スポーツの振興及び文化向上の役割を担う施設として、市民利用のスポーツ活動の場の提供や、地域スポーツ活動の支援等に積極的に取り組んだ。</p> <p>教室・スポーツデー事業は、川崎プレイブサンダースによるスクールの増設、健康麻雀の新規開講等内容を充実させたほか、ワンコインレッスンの利用料金を引き続き330円とすることで利用しやすい環境づくりに努めており、多様な利用者ニーズに responding している。</p> <p>トレーニング室では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からサーキットトレーニングの運営を中止したが、ホームページに無料のトレーニング画像を掲載するなど、自宅でも気軽に運動を楽しめるサービスを提供した。また、利用人数制限に対し、混雑状況をサイトにて見える化する「ネコ目システム」を導入するなど、柔軟に対応した。</p> <p>メインアリーナ2・3階客席へのカップホルダーの設置、館内サインを視認しやすいものに刷新するなど、スポーツを「する人」「観る人」双方が安全・安心・快適に利用できる施設を実現した。</p> |
| 2 | 当初の事業目的を達成することができたか。 | <p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館や利用制限の影響により、事業の中止や縮小を余儀なくされたが、制限の範囲内で誰もがスポーツを楽しみ交流できる環境を整え、Bリーグを始めとする国内トップリーグの公式戦等を多数開催するとともに、市民の公平・公正な利用にも努めている。</p> <p>障がい者スポーツデーや、中学生を対象とした車いすバスケットボール体験の実施等、スポーツの普及や地域との連携向上に取り組むことで、市民の心身の健全な発達に寄与するという施設の目的を果たしている。</p> |
| 3 | 特に安全・安心の面で問題はなかったか。 | <p>安全な利用環境の確保のために施設職員による日常点検と専門業者による定期点検を実施し、修繕が必要な場合は、所管課と連携を図りながら迅速に対応することで、適切な維持管理がなされた。また、業務水準の維持・向上のために多岐にわたる研修に積極的に取り組んでいる。</p> <p>大規模な災害に備え、マニュアルや備蓄品の整備、防災訓練やテロ対策訓練の実施等、適切な危機管理体制を整備している。また、等々力緑地浸水対策図上訓練及び実地訓練に参画し、令和元年東日本台風と同等の雨量があった場合にも施設を守る対策を講じている。</p> <p>事故等に備え全スタッフが CPR 講習会を受講し、緊急時にはスタッフが AED を用いて迅速に救命対応を行っており、施設管理者として求められる役割を認識し、緊急</p> |

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| | | 時に備えた体制を整えている。 |
| 4 | 更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。 | <p>パラスポーツの普及や、高齢化社会に対応し、日々の運動やコミュニティの場としての活用が促進されるよう取り組むこと。</p> <p>平常時から災害への備えに引き続き取り組むとともに、風水害への対策として実践的な訓練や研修を行い、水防活動に従事する者の技術や意識向上を図ること。</p> <p>等々力緑地再編整備実施計画の動向を見ながら、所管課や関係機関と情報共有を図り、状況に応じた柔軟な対応に努めること。</p> |

3. これまでの事業に対する検証

| | 検証項目 | 検証結果 |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 所管課による適切なマネジメントは行われたか。 | <p>月例の事業報告書を基に毎月施設でモニタリングを行い、事業の実施状況、施設の管理状況、事故・苦情の対応、施設・設備の不具合の有無等を確認したほか、四半期ごとの収支報告の提出を受け、年度終了後に評価を実施している。</p> <p>日頃から、現状把握や情報共有を図り、適宜現地にて直接、確認し指導する等、適正なマネジメントを行った。</p> |
| 2 | 制度活用による効果はあったか。 | <p>指定管理制度を導入することにより、民間の技術的・経営的能力を活用し、施設利用者の利便性の向上や充実したスポーツ教室の実施等のサービス向上が図られたほか、事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的、効果的に業務が遂行されるとともに、市の財政負担の軽減が図られた。</p> <p>市の財政負担としては、直営時 344,785 千円から指定管理者制度導入直後の平成 18 年度には指定管理料が 292,000 千円となり、その後も毎年度、直営時と比較して負担軽減の効果が維持されてきた。直近の令和 2 年度では、指定管理料は 244,088 千円（台風被害によるメインアリーナ床補修工事に伴う休業補償額 26,795 千円を含む）であり直営時よりも約 30%の負担軽減となっている。</p> <p>利用実績でも、直営時は個人・団体あわせて約 54 万人であったが、指定管理制度導入後は利用者数が増加傾向で推移し、平成 30 年度、令和元年度においては 100 万人を超え概ね倍増しており、より多くの市民に施設利用の機会を提供している。（※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により約 43 万人に減少）</p> |
| 3 | 当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか | <p>上記2のとおり充実したサービスを提供し、施設の設置目的を達成している。</p> <p>経費面では、実績等を踏まえたより精緻な予算見積りを行うことが求められる。</p> <p>施設・設備の老朽化に伴い、指定期間中に市が行う工事、指定管理者が維持管理業務で行う修繕について、引き続き十分な調整と優先順位の検討を図りながら、計画的に工事・管理を実施していくこと。</p> |
| 4 | 前期総括評価にて示された今後の事業運営方針に基づき事業運営されたか。 | <p>市民誰もが気軽にスポーツを楽しめる拠点として、障がい者スポーツデーや高齢者・親子向けの教室事業に取り組む等、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に努め、生涯スポーツの振興が図られた。</p> <p>台風被害によるメインアリーナ床改修工事や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用制限の中でも、かわさきパラムーブメントの推進に向け、パラスポーツ体験や情報コーナーの設置に取り組み、また、施設利用者の要望への柔軟な対応や、かわさきスポーツパートナーと連携した事業等、適切に運営し高いサービス水準を維持した。</p> |
| 5 | 指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか | <p>指定管理者制度の導入により、利用者へのサービスの向上及び財政負担の軽減が図られ、民間活用の成果が示されていることから、現時点では指定管理者制度の継続が最適と考えられる。</p> |

4. 今後の事業運営方針について

| |
|--|
| <p>公の施設としての理念を尊重し、生涯スポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、スポーツ活動の支援や意識啓発、スポーツ人材の育成等、スポーツ振興に必要な事業について積極的に事業展開していくことが必要である。</p> <p>市内最大のアリーナ機能を活かし、大規模なイベントを今後も積極的に誘致する等して、より多くの市民がスポーツに接して楽しめる拠点としての役割を果たすことも求められる。</p> <p>施設管理について本市では、等々力緑地が目指すべき公園像の実現に向けて、公園の魅力向上、利用者の利便性向上を図るため、等々力緑地パークマネジメント導入を目指し、とどろきアリーナにおいても、他のスポーツ施設と共通性が高く一体管理による効果が期待できることから、導入時期に合わせるため指定期間を第3期から第5期まで2年間としてきた。現在も、市では等々力緑地内施設の一体管理や効果的な民間活力導入を含む再編整備計画の改定を検討中であり、予定していた令和4年度からの緑地一体管理は1年間延期されることとなった。</p> <p>このため、現指定期間終了後については公募による指定管理者の選定は困難であり、再編整備実施計画が改定され、緑地一体管理を開始するまでの1年間は、現施設を高水準かつ安定的に管理・運営を行っている実績を有する現指定管理者での管理運営が望ましい。</p> |
|--|